

総会議事録の署名捺印について（１）

Q. 総会終了後の各種手続きのうち、議事録の署名者につき、登記所の見解に相違が見られるので、これについてはどのように考えたらよいのか貴見をたまわりたい。

A. 総会議事録には、議長及び出席理事の署名又は記名押印は不要であるが、押印がない総会議事録を登記申請に添付した場合は、当該議事録の補正が困難となるので、議長及び出席理事が記名押印することが便宜である。署名すべき理事が誰であるかについては、役員任期の定款規定方法、総会開催日、前任者の退任時期、後任者の就任時期等により、場合を分けて考える必要がある。

1. 定款規定の役員任期について、２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、２年を超えて就任後第２回目の通常総会が開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する旨規定している場合には、以下のとおりとなる。

(1) 「２年」到来前に総会が開催される場合には、前任者の任期が「総会終結時」となり、旧理事が署名することになる。

(2) 「２年」を超えて総会が開催される場合であっても、任期伸長規定により、その総会の終結時まで前任者の任期が伸長されるため、基本的には旧理事が署名することとなるが、総会選出時に後任者が就任を承諾する場合には、新理事にも署名を求めることとなる。

2. 定款規定の役員任期を何年又は任期中の第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間と規定している場合には、以下のとおりとなる。

(1) 「何年」到来前に総会が開催される場合には、前任者の任期が「総会終結時」となり、旧理事が署名することになる。

(2) この規定は任期伸長規定を置いていないことから、本来「何年」を超えて総会が開催されることがあってはならないはずであるが、何らか事情により事実としてそのような状態に立ち至ってしまった場合が考えられる。

「２年」と規定している場合に、これを超えて開催される場合には法律違反の状態となる。

総会開催が前任者の任期満了後であるときには、前任者には残任義務が生じているが、この場合、後任者の就任承諾の時期が、①「総会での役員選出時」であるときには、新旧両理事に署名義務があり、②「総会終結時」又は③「総会開催日の翌日以降」に就任を承諾する場合には、旧理事が署名することとなる。

3. 定款規定の役員任期を「何年」と定めている場合においては、以下のとおりとなる。

(1) 総会開催日が、前任者の任期満了前であって、前任者から①「総会開催日前」に辞任する旨の辞任届が提出されている場合には、前任者には後任者の就任時までの残任義務があり、一方、後任者が選出されると同時に就任を承諾すると、新旧両理事に議事録への署名を求めることとなる。次に前任者から②「総会開催日」、③「総会終結時」をもって辞任する旨の辞任届が提出されている場合には、総会で後任者が選出され、しかもその者がその総会に出席していたとしても、就任を承諾できるのは総会開催日翌日以降あるいは総会終結時となるため、後任者には議事録への署名義務はなく、それぞれ旧理事が署名することとなる。さらに、④辞任届が提出されていない場合には、後任者の就任は、前任者の任期満了後になるため、旧理事に署名を求めるほかない。

(2) 総会開催日が前任者の任期満了日と一致する期日であって、前任者から①「役員選出直前」に辞任する旨の辞任届が提出されており、しかもその後任者が同一の総会で選出され、直ちに就任の承諾をした場合には、新旧両理事が署名することとなるが、②「総会終結時」に就任する旨の辞任届が提出されている場合、又は③辞任届が提出されていない場合には、後任者の就任は、総会終結時あるいは総会開催日の翌日以降となり、議事録への署名の必要がないため、それぞれ旧理事が署名することとなる。

(3) 総会開催日が前任者の任期満了後であるときには、前任者には、残任義務が生じているが、この場合、後任者の就任承諾の時期が、①「総会での役員選出時」であるときには、新旧両理事に署名義務があり、②「総会終結時」又は③「総会開催日の翌日以降」に就任を承諾する場合には、旧理事が署名することとなる。